

第一条（名称）

本スクールは入会申込書に記載している名称とします。（以下、当スクールとします）

第二条（運営）

当スクールの運営管理は株式会社レピニットまたは同社が指定する者（以下、両者を併せて運営者として）があたります。

第三条（目的）

運営者は当スクールを通じ、会員の健康増進ならびに、競技力向上を図るとともに、会員が将来、明るく自信の持てる人間に成長するために寄与することを目的とします。

第四条（会員）

当スクールの趣旨に賛同し、運営者が入会を認めて入会手続きを完了した方を会員とします。

第五条（会員資格）

当スクールの入会資格は、医師から運動を禁じられていない方とします。但し、競技や運営者の判断によりご入会頂けない場合があります。

第六条（入会手続き）

入会にあたっては、本会員規約に同意していただく必要があります。その後、必要項目を所定の方法で登録し、運営者に申込を行って、その承諾を得ていただきます。入会の効力が生じるのは、承諾後所定の入会金・会費等をお支払いいただいた時点となります。

第七条（入会金・月謝等）

会員は、運営者が定める月謝を、定める方法に従って毎月支払うものとします。また、一度収められた入会金および、月謝は理由の如何に拘わらず返金いたしません。

第八条（スクールの開催）

当スクールの日程に関しては、スクールレッスンカレンダーによって行うものとします。なお、会員はクラス開始10分前にはお越しくさるようお願いいたします。指導者の指示に従わない場合、指導者が危険と判断した場合、当日の指導をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。

第九条（会員資格の一時停止・除名）

会員が以下の各号の一つに該当した場合、運営者はその会員の資格を一時停止、または除名できるものとします。

- 当スクールの名誉を傷つけた場合
- 当スクールの秩序を乱した場合
- 当スクールの会員規約およびその他定めた事項に違反した場合
- 当スクールの施設、設備などを故意に損壊した場合
- 月謝を1ヶ月以上滞納し、運営者からの催告にも応じない場合
- 連絡なしで、1ヶ月スクールを休んだ場合

第十条（欠席と振替）

会員が欠席された場合、当スクール所定の手続きに基づき、振替を受講していただくことができます。但し、クラスの状況により振替が出来ない場合がございます。また、欠席の手続きをしていただかなかった場合は、振替が受けられませんので予めご了承下さい。

（システム操作可能時間・振替の有効期限等の詳細については、各スクールのホームページに記載するものとします。）

第十一条（クラス移動および退会）

会員が退会を希望する場合、退会希望月の前月末日までに運営者に連絡の上、指定の方法にて退会の意思表示をするものとします。なお退会月までに会費等の支払いが滞っている場合は、入金していただくから退会の手続きとなります。また、クラス移動を希望する場合は、クラス移動月の前々月末日までに運営者に連絡の上、指定の方法にてクラス移動の意思表示をするものとします。なお、月の途中で退会・クラス移動はできないものとします。

- 12月末で退会希望 → 11月末日までに運営者に連絡
- 1月からクラス移動希望 → 11月末日までに運営者に連絡

（注）末日が土日祝その他休業日の場合は、前営業日までにご申請下さい。

第十二条（再入会）

一旦退会された会員がスクールへの復帰を希望される場合は運営者の指示に従ってお手続き下さい。再入会が認められた場合、原則として入会金の支払いは発生しないものとします。

第十三条（会員資格の喪失）

当スクール除名の場合、会員資格を喪失するものとします。

第十四条（変更事項の届け出）

会員は、連絡先その他入会申し込み時に運営者に届け出た事項に変更があった場合、所定の方式に従い、すみやかに運営者まで、変更後の内容をご連絡ください。運営者から会員への通知は会員が届け出た住所宛に行いますが、当該住所に変更があったにもかかわらず、変更の届出を怠り、通知が届かなかった場合、運営者は不着の責任を負わないものとします。

第十五条（施設の利用）

会員は、当スクールに参加するに際し、当該施設が定める規定に従うものとします。

第十六条（スクール、クラスの閉鎖・変更）

スクール開催場所の閉鎖、天災地変、著しい社会情勢の変化、およびその他やむを得ない事由が生じた場合、運営者は当スクールを終了することができるものとします。運営者は必要に応じて、当スクールの施設の変更、スクール開催場所の変更を行うことができるものとします。また、運営者は自然災害、特別行事、特設整備、施設改修等のため当スクールの休校、もしくはクラス内容の変更を行うことができるものとし、会員は、これに異議なく従うものとします。

第十七条（責任事項）

スクールが運営される施設内およびその駐車場で発生した盗難、物損、その他の運営者に過失のある場合を除く事故について、運営者は一切の責任を負わないものとします。また運営者は貴重品類、現金等はお預かりできません。万一、盗難等の事故が発生しても一切の責任を負いかねますので予めご了承下さい。

第十八条（損害賠償）

- 1．当スクールの利用に際して、会員本人または第三者に生じた人的、物的事故について、運営者に帰責事由がある場合を除き、運営者は一切の責任を負わないものとします。
- 2．前項で運営者が責任を負う場合の補償の範囲は、当スクールが加入する保険金の支給額を上限とします。
- 3．会員が運営者または第三者に損害を与えた場合においては、会員はすみやかにその損害を賠償するものとします。

第十九条（諸会費、諸料金の変更）

運営者は会員が負担する諸会費、諸料金を必要に応じて変更することができるものとします。

第二十条（細則等）

本規約に定めのない事項並びに、業務遂行上必要な事項については、運営者の定める細則、利用規定等によるほか、必要に応じ運営者が定めるものとします。

第二十一条（個人情報の提示）

運営者が当スクールの指導中に得た会員の個人情報に関して、運営者は会員及びその親権者の了解を得ない限り、第三者に開示いたしません。

第二十二条（保険）

会員の入会后、運営者は直ちに保険に加入いたします。

第二十三条（年会費）

年会費（保険料を含む）については、初回入金時と毎年度更新といたします。更新は毎年4月分月謝と合わせてご請求いたします。

第二十四条（料金回収不能）

当スクールが料金の請求を会員に対して行った際に回収不能となった場合、会員は所定の方法で期日までに支払うものとします。またその際の手数料については料金の一部として表示する場合があるものとします。

第二十五条（改定）

本会則の改正、変更、削除は、運営者が必要に応じてこれを行うことができるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

本規約は2024年9月1日改正